

泉佐野市告示第 166 号

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第5条の2第1項の規定により、住居表示実施のため行う字の区域の変更及び町の新設案は下記のとおりである。

なお、住居表示に関する法律第5条の2第2項の規定により、公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で本市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、この案に異議があるときは、市長に対し、告示の日から30日を経過する日までに、50人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができる。

令和8年4月13日

泉佐野市長

千代松 大耕



記

- 1 鶴原の字の区域を別図1の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
- 2 1において除いた区域をもって別図2に示すとおり新家一丁目、新家二丁目及び新家三丁目を新設する。



